

# 食農資源経済学会賞表彰規定

## 第1条

食農資源経済学会会則第3条第6項に基づき、食農資源経済に関する、優れた研究業績を公表した本学会会員を表彰することについて定める。

## 第2条

1. 「食農資源経済学会賞」（以下、「学会賞」という。）は三種の賞（以下、「学会三賞」という。）を設ける。
  - (1) 「学術賞」 特に顕著な研究業績を公表し、本学会の発展に寄与した会員に授与する。
  - (2) 「奨励賞」 表彰年の10月1日現在40歳未満の会員で、顕著な研究業績を公表し、今後の一層の発展が期待される会員に授与する。
  - (3) 「学会誌賞」 本学会誌に特に優れた論文を著した会員に授与する。
2. 「学会三賞」を授与される者（以下、「受賞者」という。）の人数は原則として毎年それぞれ1名とする。ただし、共同研究業績については1名と数える。

## 第3条

「学術賞」および「奨励賞」の選考に際し審査の対象となる研究業績は著書、論文またはそれに準ずるもので、本学会会員の推薦を得たものとする。

## 第4条

受賞候補者は学会賞選考委員会で審査のうえ、理事会で決定する。

## 第5条

1. 「学術賞」および「奨励賞」の選考委員会は理事会で選ばれた副会長のうちの1名、および互選で選ばれた理事5名の計6名の委員で構成し、副会長が委員長を務める。「学会誌賞」については本学会誌編集委員で構成し、編集委員長が委員長を務める。
2. 委員の任期は2年とする。
3. 委員長は定められた期日までに審査の結果を会長に報告しなければならない。

## 第6条

表彰は賞状と副賞の授与によるものとし、総会の場で行なう。

## 第7条

本規定の改正は理事会で検討のうえ決定し、総会の承認を得なければならない。

## 付則

1. 本規定に関する細則は別に定める。
2. 本規定は1992年10月23日から施行する。
  - 1993年10月21日一部改正。
  - 2009年9月12日一部改正。
  - 2015年9月19日一部改正。